



厚生労働省発表
平成20年11月28日(金)

この発表全体について

職業安定局雇用政策課

課長 小川 誠

課長補佐 久野 聡

電話 03-5253-1111 (内線5671)

夜間 03-3502-6770

職業紹介事業及び労働者派遣事業について

職業安定局需給調整事業課

課長 鈴木 英二郎

課長補佐(労働者派遣事業担当) 鶴谷 陽子

電話 03-5253-1111 (内線5311)

夜間 03-3502-5227

学卒未就職者への支援について

職業安定局若年者雇用対策室

室長 大隈 俊弥

室長補佐 下角 圭司

電話 03-5253-1111 (内線5375)

夜間 03-3597-0331

※ その他の問い合わせ先については、別紙参照。

派遣労働者、期間工等の非正規労働者等への支援等について

世界的な金融危機の影響等により雇用失業情勢は下降局面にあるところであり、今後更に、派遣労働者、期間工等の非正規労働者等を中心に大量離職の発生が懸念されるところであり、また、新規学卒者の採用内定取消しも懸念されるところである。

このため、厚生労働省では、本日(平成20年11月28日)、迅速かつ的確にこれらの者の再就職の支援等を実施するため、緊急雇用対策本部(参考)を設置するとともに、都道府県労働局長に対し、別添の取組を指示したところである。これにより、都道府県労働局において、派遣労働者、期間工等の非正規労働者に係る雇用調整の状況や新規学卒者の採用内定取消しに係る状況の把握、指示・指導、離職を余儀なくされた方々の早期再就職支援の実施、雇用保険の手続きに関する適切な対応を図ることとしたところである。

[取組の概要]

1 都道府県労働局における緊急雇用対策本部の設置

非正規労働者等を中心に大量離職の発生が見込まれる都道府県労働局にあっては、必要に応じ労働局長を本部長とする緊急雇用対策本部を設置。

2 非正規労働者等に係る雇用調整及び新規学卒者の採用内定取消しに係る情報等の収集、指導等

派遣労働者、期間工等の非正規労働者等に係る離職者の発生や、時期、規模等及び新規学卒者の採用内定取消し等の状況について迅速な情報収集を実施。

また、雇用対策法に基づく再就職援助計画、大量雇用変動届及び外国人雇用状況届並びに職業安定法施行規則に基づく採用内定取消しに係る通知等が適切に提出されるよう指導を徹底。

なお、外国人労働者については、「外国人労働者に係る当面の機動的な雇用対策について」（平成20年10月31日付け職政発第1031001号、職開発第1031001号、職外発第1031001号）等による指示に基づき、的確な情勢把握・分析、外国人指針に基づく事業主指導、求職者に対するきめ細かな援助を行うよう徹底。

3 労働者派遣契約の解除等に係る指導等

労働者派遣契約の解除について、派遣元事業主及び派遣先双方に対して、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針に基づき、指導を徹底。

指導に当たっては、平成20年11月28日付け職発第1128002号「現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働者派遣契約の解除等に係る指導に当たっての労働者の雇用の安定の確保について」に基づき、適切に対応。

4 採用内定取消しを行おうとする事業主への指導及び採用内定を取消された学生等への就職支援

採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応するための特別相談窓口を、全国の学生職業センター等に設置。

採用内定取消しを行った事業主に対して、その回避等を指導するほか、学生等の意向を十分に踏まえ、学校と緊密に連携を図りつつ、求人情報の提供、職業紹介等の支援を実施。

5 離職を余儀なくされた方々に対する再就職支援

(1) 職業相談及び職業紹介

非正規労働者であった者等が就業の機会を求めて求職者として来所した場合、それぞれの態様に応じて、当該求職者のニーズに応じてきめ細かな就職支援を実施。さらに、必要に応じて個別の求人開拓を実施。

また、住居を必要とする求職者に対しては、社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介を行うとともに、求職者のニーズに応じ、求人担当部門と連携の上、求人開拓に努めること。

(2) 雇用保険手続き

離職を余儀なくされた方々の雇用保険手続きに関し、迅速に対応。

(参考)

緊急雇用対策本部設置要綱

(平成 20 年 11 月 28 日設置)

1 目的

世界的な金融危機の影響等により雇用失業情勢は下降局面にあるところであり、今後更に、派遣労働者、期間工等の非正規労働者を中心に大量離職の発生が懸念されるところであり、また、新規学卒者の採用内定取消しも懸念されるところである。そこで、これらの者の再就職の支援等を実施するため、本省に「緊急雇用対策本部」(以下「本部」という。)を設置する。

2 構成

本部は、次の者より構成し、厚生労働省職業安定局次長が主催する。

- ・ 職業安定局総務課長
- ・ 職業安定局首席職業指導官
- ・ 職業安定局雇用政策課長
- ・ 職業安定局雇用開発課長
- ・ 職業安定局若年者雇用対策室長
- ・ 職業安定局就労支援室長
- ・ 職業安定局雇用保険課長
- ・ 職業安定局需給調整事業課長
- ・ 職業安定局外国人雇用対策課長

3 業務

(1) 本部

- ① 雇用対策に係る指示
- ② 雇用調整、新規学卒者の採用内定取消し及び再就職支援等の状況等把握等

(2) 都道府県労働局

- ① 雇用調整及び新規学卒者の採用内定取消しに係る情報収集、指示、指導
- ② 離職者の早期再就職支援の実施
- ③ 採用内定を取消された学生等への就職支援の実施
- ④ 雇用保険の手続きに関する適切な対応等

4 運営

本部の庶務は、職業安定局雇用政策課において処理する。

発表資料に係るその他の問い合わせ先

ハローワークにおける職業相談及び職業紹介について

職業安定局首席職業指導官室

首席職業指導官 上市 貞満
室長補佐 新田 峰雄
電 話 03-5253-1111 (内線5776)
夜 間 03-3502-6774

ハローワークにおける再就職援助計画等について

職業安定局雇用開発課

課長 水野 知親
課長補佐 平川 雅浩
電 話 03-5253-1111 (内線5872)
夜 間 03-3502-1718

ハローワークにおける雇用保険手続について

職業安定局雇用保険課

課長 坂口 卓
課長補佐 澤口 浩司
電 話 03-5253-1111 (内線5340)
夜 間 03-3502-6771

住居を必要とする求職者への対応について

職業安定局就労支援室

室長 北條 憲一
室長補佐 吉田 幸正
電 話 03-5253-1111 (内線5793)
夜 間 03-3502-6776

外国人労働者への対応について

職業安定局外国人雇用対策課

課長 尾形 強嗣
課長補佐 吉田 暁郎
電 話 03-5253-1111 (内線5765)
夜 間 03-3502-6273